

5/5 夜

# 権力側に有利な仕組み

9条改憲の年内発議と国民投票を狙う安倍政権が2007年に強行成立させた改憲手続き法(国民投票法)の危険性について、井口秀作愛媛大学教授(憲法学)に聞きました。  
(聞き手・秋山豊、中相寅一)

## 欠陥改憲手続き法

愛媛大学教授 井口秀作さんに聞く



いぐち・しゅうさく 1964年新潟県生まれ。愛媛大学教授(憲法学)。著書に『いまなぜ憲法改正国民投票法なのか』(共編著・蒼天社出版)など。

安倍首相は9条改憲の条文案をまとめ、年内にも国会で発議しようとしています。

9条改憲に執念を燃やし続けてきた安倍首相は、07年の第1次安倍内閣時代に、自民党と公明党によって改憲手続き法(国民投票法)を強行成立させました。あれから10年がたちますが、安倍首相の思惑どおり国会で改憲案が発議されれば、手続き法に基づいて60〜180日以内に国民投票が行われます。

### 無制限に広告宣伝可

手続き法は、発議の後、改

憲案に賛成あるいは反対の票を投じるよう「勧誘する行為」を国民投票運動と定義しています。この国民投票運動には、「自由の「過剰」と「過小」というべき問題があります。改憲成立をめざす権力側にとってはメディアを含めて利用できるものは何でも使える一方で、改憲に障害となる国民の運動には強い規制をかける構造です。

「具体的にどういいう問題がありますか。自由の「過剰」という点では、テレビやラジオなどメディアをつかった有料広告放送が基本的に無制限となっている

て、お金をたくさんもっている権力側が広告宣伝運動を有利に展開できます。

「手続き法は、投票日2週間前だけは改憲案に賛否の票を投じるように呼びかける「勧誘行為」を目的とした広告放送を禁止しています。しかし改憲案に対する「意見表明」は規制していません。影響力の大きな芸能人に「憲法9条への自衛隊明記に賛成です」と表明させる「コマース」が放送が可能となっています。

安倍政権のもとでメディアに対する圧力が強まり、電通や博報堂などの大手広告代理店が改憲の広告戦略に協力する。またインターネットやSNSを使った大宣伝が、国民に大きな影響をもたらすことが予想されます。

未成熟の公平性論議  
一方、改憲案を広報する「国民投票広報協議会」も国会に設置されます。

この協議会は、改憲賛成派、反対派の政党それぞれに無料でテレビやラジオによる放送広告、新聞での意見広告の機会を「公正・均等」に与えることになっています。しかし実効性には疑問がめぐえられません。

自民党は9条をはじめ4項目で改憲案をまとめています。仮に複数の改憲案を同時に国民投票にかけた際、ある改憲案には賛成、他の改憲案には反対という政見をどう扱えば公正で均等になるのかなど、多くの論点が議論されています。

(つづく)